

大分県CKDシールQ&A

(医療従事者向け)



No	質問	回答
1	<p>eGFRは45未満であるが、CKDシールの貼付が不要と考えられるケースは、以下のような想定で良いでしょうか？</p> <ol style="list-style-type: none">1 急性腎障害（AKI）による一過性のeGFR低下2 eGFRは45未満だが、筋肉量が著しく少ない等推定腎機能が過小評価されている3 末期腎不全で透析を行っている	<p>シール貼付の可否は、主治医に判断していただきます。1～3は、不要と判断できるケースと考えています。</p> <p>なお、1～3に該当する場合でも背景要因等から貼付が必要と判断した場合は、シールをご活用ください。</p>
2	<p>薬局の薬剤師さんが、患者が持っている検査値を確認する場合もあるように聞いております。</p> <p>その場合に、eGFRは45未満だとして、処方医にCKDシールの貼付を提案するような運用も可能なのでしょうか？</p>	<p>現在は、試験運用として、貼付医師を腎臓専門医と糖尿病専門医に限定してシールを配布しています。薬局の薬剤師さんが検査値を把握して貼ってくださいと処方医にお伝えされても、そのシールを知らないということも考えられます。</p> <p>処方医が専門医であることを薬剤師さんが把握されている場合には、逆提案はできるかと思えます。ただし、シールの貼付は、処方医のご判断によりますので、よくご相談ください。</p>
3	<p>CKDシールが足りなくなった場合は、県庁から郵送されるのでしょうか？</p>	<p>シールやリーフレットが無くなりそうな場合は、県庁（県民健康増進課生活習慣病対策班）までご連絡（電話：097-506-2770）をお願いします。</p>
4	<p>将来的には専門医以外にもシールを配布するということでもいいのでしょうか？</p>	<p>将来的には、専門医以外にもシールを配布することを考えています。</p> <p>半年から1年程度、試験運用の期間を設け、貼付者の先生方にアンケートにご協力いただき、関係者で検討していく予定です。</p>
5	<p>電子お薬手帳を持っている患者用のシールやカードのような物はあるのでしょうか？</p>	<p>現時点では、電子お薬手帳用のシールはありません。試験運用では、紙のお薬手帳にシールを貼っていただきたいと考えています。</p>

令和7年6月作成

大分県福祉保健部県民健康増進課 生活習慣病対策班